

○朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱

平成25年10月1日要綱

改正

平成26年4月1日

平成30年3月28日要綱第38号

令和3年3月15日要綱第34号

令和5年6月16日要綱第82号

朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 朝霞市都市計画マスタープランを策定するため、必要な事項を検討するため、朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は都市建設部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを決める。
- 3 委員は、別表に掲げる都市計画・まちづくり等に関連する関係部署の所属長等をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命した日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の委員長となり、議事を整理する。
- 3 委員が委員会に出席できないときは、委員が指名した者を会議に出席させることができる。

4 委員長は、委員会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(報告)

第7条 委員長は、検討結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日要綱第38号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日要綱第34号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月16日要綱第82号)

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

別表 (第3条関係)

委員長	都市建設部長
委員	市長公室次長
	政策企画課長
	シティ・プロモーション課長
	副審議監
	危機管理室長
	総務部次長
	財政課長

財産管理課長
デジタル推進課長
市民環境部次長
地域づくり支援課長
産業振興課
環境推進課長
資源リサイクル課長
福祉部次長
福祉相談課長
生活援護課長
障害福祉課長
長寿はっらっ課長
こども・健康部次長
こども未来課長
保育課長
健康づくり課長
都市建設部次長
まちづくり推進課長
開発建築課長
みどり公園課長
道路整備課長

上下水道部次長

上下水道総務課長

水道施設課長

下水道施設課長

学校教育部次長

教育総務課長

教育管理課長

生涯学習部次長

生涯学習・スポーツ課長

文化財課長

中央公民館長